

小口零細企業保証制度（全国小口）について

責任共有制度の実施にともない、金融環境の変化による影響を受けやすい小規模企業者を対象として創設された責任共有制度の対象除外となる全国統一保証制度です。

○小口零細企業保証制度（全国小口）の概要

- | | |
|----------|---|
| 1. 保証対象者 | 中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者
①常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業では5人以下）であること
②事業協同小組合で、特定事業を行う事業者又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者
③特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員の数が20人以下の事業者
④特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者
⑤医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者（上記①から④に掲げる事業者を除く） |
| 2. 対象資金 | 事業資金 |
| 3. 融資限度額 | 2,000万円
*全国の信用保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円に範囲内に限ります。 |
| 4. 責任共有 | 責任共有対象外（100%） |
| 5. 保証期間 | 証書貸付 10年以内（据置期間は1年以内を含む）
手形貸付 1年以内
手形割引 6ヵ月以内 |
| 6. 返済方法 | 一括又は分割返済
ただし、一括返済の場合は保証期間1年以内 |
| 7. 保証料率 | 責任共有対象外の特別小口・特例関係保証料率（0.40%～0.80%） |
| 8. 融資利率 | 金融機関所定の利率 |
| 9. 担保 | 原則として無担保 |
| 10. 保証人 | 原則として法人の代表者のみ（組合の場合は代表理事） |

以上